令和5年3月17日

- ○茨城県神栖市 神栖市議会議員政治倫理条例(抜粋) (指定管理者の指定の禁止)
- 第6条 前条第1項に規定する企業又は議員若しくはその配偶者若しくは2親等以内の親族(血族である者,子の配偶者,孫の配偶者及び兄弟姉妹の配偶者に限る。)が役員をしている団体(以下「関係企業等」という。)は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

(市税等の納付状況の報告)

- 第8条 議員は、毎年6月1日から6月30日までに、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の前年度の納付状況を記載した税等納付状況報告書(以下「納付状況報告書」という。)に議長が別に定める証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する納付状況報告書の提出期限後に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条又は第113条の規定により行われた選挙において当選した者(当該選挙前に議員として前項の規定による報告を行っているものを除く。)は、当該選挙の当選証書の交付を受けた日から60日以内に、納付状況報告書に前項の証明書類を添えて、議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前2項の規定により提出された納付状況報告書を、当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。
- 4 市民は、議長に前項の規定により保管されている納付状況報告書の閲覧を 請求することができる。ただし、第1項及び第2項の証明書類は、閲覧の対 象としない。